

# 定 款

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社はリーダー電子株式会社と称し、英文では、LEADER ELECTRONICS CORPORATION と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は下記の業務を営むことを目的とする。

1. 電子応用機器並びに部品の製造販売
2. 前号に附帯する一切の事業

(本店所在地)

第 3 条 当社は本店を横浜市港北区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告とする。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、12,010,434 株とする。

(自己株式の取得)

第 6 条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当社の 1 単元の株式数は、100 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 8 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項にかかわらず、必要がある場合には、取締役会の決議によって、予め公告のうえ臨時に基準日を定めることができる。

### 第3章 株 主 総 会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要のある場合に取締役会の決議によって、その都度招集する。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第15条 株主またはその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

この場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会毎に提出しなければならない。

(決議の方法)

- 第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めのある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- ② 会社法第 309 条第 2 項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議事録)

- 第 17 条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録する。
- ② 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から 10 年間本店に備え置き、その謄本を 5 年間支店に備え置く。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

- 第 18 条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数および選任方法)

- 第 19 条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、8 名以内とする。
- ② 当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、5 名以内とする。
- ③ 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。
- ④ 取締役の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。

(累積投票の排除)

- 第 20 条 取締役の選任については、累積投票によらない。

(任期)

- 第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に終了する。
- ② 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に終了する。
- ③ 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 当社は、取締役会の決議によって、当社を代表する取締役を選定する。

- ② 取締役会の決議によって、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し議長となる。

取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(招集手続)

第 24 条 取締役会を招集するときは、各取締役および各監査役に対し、会日より 3 日前までに、その通知を発する。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(決 議)

第 25 条 取締役会は過半数の取締役が出席してこれを開催し、その決議は出席した取締役の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 26 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(顧問および相談役)

第 27 条 当社は、取締役会の決議により会社業務の指導および重要事項を諮問するために、顧問および相談役各若干名を置くことができる。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第 28 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(議事録)

第 29 条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

- ② 取締役会の議事録は、決議の日から 10 年間本店に備え置く。

(報酬等)

第 30 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会規程)

第 31 条 取締役会に関するその他の事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第 32 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を免除することができる。

② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 33 条 当社は監査等委員会を置く。

(常勤監査等委員)

第 34 条 当社は常勤監査等委員を置くことができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 35 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、その会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 36 条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 37 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。

(監査等委員会規程)

第 38 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 会計監査人

### (会計監査人の設置)

第39条 当社は、会計監査人を置く。

### (選任)

第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

### (任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

### (会計監査人の報酬等)

第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

### (事業年度)

第43条 当社の事業年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

### (期末配当金ならびに中間配当金)

第44条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

- ② 当社は取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

### (除斥期間等)

第45条 期末配当金および中間配当金が、支払開始日から満3カ年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

- ② 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

## 附則

### (監査役の責任免除に関する経過措置)

- ① 当社は、第 65 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- ② 第 65 期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 41 条第 2 項の定めるところによる。

### (電子提供措置等に関する経過措置)

- ① 定款第 14 条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
- ② 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
- ③ 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。